

2 港 の 沿 革

(1) 沿 革

年 月 日	千 葉 港 区	葛 南 地 区
鎌倉時代 江戸時代	約800年前、寒川港と呼び原始的舟着場であった。 海運業盛んとなる。新炭、米穀、葛粉を移出、塩を移入、江戸、横浜と交流があった。	海老川河口部が船着場として利用され、魚介類、米穀物等の食料品の移出を中心に江戸への頻繁な船便があった。
明治6年 明治27年 明治43年	千葉県が誕生、文化の中心千葉町となり港が隆盛。 総武線開通により海運漸次陸運に移行、寒川港衰微。 県工事約250,000円で都川河口及び前面浚渫－2m船溜整備、浚渫土で11万㎡の埋立地造成出洲荷揚場とする。 港湾としての形態のはじまりとなる。	
大正11. 5.27 昭和15年	内務省告示第131号により港湾指定。 東京湾臨海工業地帯計画が内務省土木会議で決定される。その一環として、千葉市今井町地先の海面に300haを計画し、工場用地300haの埋立着工。	
昭和16年		海老川河口の漁船溜りを－2m（16,800㎡）に整備した。
昭和20年 昭和22.12.26	終戦により埋立中止、200ha完成。	船橋、市川港が公有水面埋立法による指定港湾となる。
昭和23. 7.16 昭和28. 3.25	港則法に基づき千葉港の港域決定。 県が千葉港の港湾管理者となる。 千葉港の港湾区域が決定され、港湾法に基づき地方港湾に指定された。	港則法に基づき船橋・市川港の港域決定。 県が船橋港の港湾管理者となる。 船橋港の港湾区域が決定され、港湾法に基づき地方港湾に指定された。
昭和28. 6.	千葉航路、泊地、川鉄正面岸壁完成、6月13日第Ⅰ高栄丸（10,000D/W大同海運）入港。	
昭和28. 7.	横浜税関千葉出張所、千葉県警水上派出所、銚子測候所千葉分室が設置された。	
昭和28. 8.20 昭和29.10.23	東京海上保安部千葉分室が設置された。 東京電力(株)を誘致し、305,120㎡埋立着手。昭和31年埋立完成。	
昭和31. 6. 8	千葉港が公有水面埋立法により甲号港湾となる。	船橋、市川港が公有水面埋立法により乙号港湾となる。
昭和31. 8. 9		船橋市は湊町、海神町地先海面50万坪の埋立を計画し11月28日埋立工事に着手した。 （昭和36年12月15日竣工）
昭和32. 5.20 昭和32. 6.26	政令第110号により重要港湾となる。	市川市は二俣新浜～上妙典地先海面482,500坪の埋立を計画し昭和34年12月13日埋立工事着手、昭和38年7月1日竣工し石油化学、金属を中心とする多くの工場が進出した。
昭和32. 9.18	五井、市原地区6,184,000㎡埋立着工。昭和35年埋立完成し、電力、石油化学、造船、電気、金属その他の大工場が進出した。	
昭和36年	五井、姉崎地区に14,281,000㎡の埋立着工。石油、石油化学、電力、その他の企業が進出。	
昭和37. 3.22 昭和39. 5.	港湾区域拡張、市原市（南部）地先海面迄拡張。 千葉中央地区埋立着工、約290億円で6,080,000㎡を造成。内、外貿ふ頭を中心に商港地区のほかサイロ、製粉等食品コンビナート、流通団地、自動車団地、幸町住宅団地等が整備された。	
昭和40. 4. 1 昭和41年	特定重要港湾に指定される。 袖ヶ浦地区4,012,000㎡埋立着工。石油、石油化学金属、その他の企業が進出した。	
昭和43. 6. 1		港湾区域拡張、港湾法上の船橋港が廃止され、千葉港に包含される。この結果、市川市（一部）、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦町（一部）の5市1町地先海面が港湾区域となる。

昭和43. 8.	京葉シーバース完成、20万トン級タンカー同時2隻接岸可能となる。	
昭和43年	長浦農林干拓地を工業用地に転換。さらに昭和44年その前面に3,732,950㎡の工業用地埋立に着手し電力、ガス、石油等の企業が進出した。	
昭和44. 1.	千葉中央ふ頭A岸壁完成、供用開始。46.3（B・C）、48.9（D）、49.6（E）供用開始。	
昭和44. 7.	千葉市川崎町地先に工業用地（第1期）1,698,000㎡埋立着工。	船橋中央A地区埋立着工。公共内、外貿ふ頭を計画1,379,000㎡
昭和45. 4.	千葉清港会設置。	
昭和46. 4.	千葉市川崎町地先に工業用地（第2期）2,254,000㎡埋立着工。	
昭和46. 7.		船橋東地区、工業用地、公共用地7,071,000㎡埋立着工。
昭和47. 5.	千葉市新港に塵芥焼却場（4,670㎡）が完成。	
昭和48. 2.	千葉信号所が出洲ふ頭から新港に移設された。	
昭和48. 4.		船橋東ふ頭A～G岸壁、中央ふ頭北B～D岸壁の供用開始。
昭和48. 8.	幕張地区に公共用地、住宅用地、準工業用地6,520,812㎡の埋立着工。	
昭和50. 5.		葛南港湾事務所が設置された。
昭和50. 7.10		港則法による海域が拡張され、船橋、市川港が千葉港に包含される。
昭和50. 8.21		葛南清港会設置。
昭和51. 4.27	人工海浜「いなげの浜」オープン。	
昭和52. 4.	千葉中央地区臨海公園埋立に着手。埋立面積384,000㎡。	船橋中央ふ頭南B、C岸壁、県営内貿1号上屋の（1,137.5㎡）完成。
昭和52. 6.17		船橋中央ふ頭南A岸壁完成、供用開始。
昭和52.11.30		港湾区域拡張、市川市（中部）地先海面迄拡張。
昭和52.12.13		市川ふ頭、A・B岸壁の供用開始。
昭和54. 4.		市川航路の開削工事に着手。
昭和55. 4. 1		船橋中央ふ頭県営外貿1号上屋の供用開始。
昭和55. 7.18	千葉中央ふ頭に船員サービスセンター開設。	
昭和55.11. 7	千葉中央ふ頭、F岸壁（－12m）供用開始。	
昭和55.11.17	千葉港、ポートランド港（アメリカ、オレゴン州）姉妹港となる。	
昭和56. 1.		市川航路仮開通（水深－6.2m、巾150m）に伴い分岐水路を閉鎖。
昭和56. 4. 1		船橋中央ふ頭県営内貿3号上屋の供用開始。
昭和56.10.		船橋船員待合所建設。
昭和56.11.		船橋市湊町三丁目埋立竣工。
昭和57. 4.		千葉港貨物取扱量日本一記念行事。
昭和57. 7.16		市川航路拡幅（水深－6.5m、巾200m）
昭和57.10.	千葉港開港記念日を7月1日と制定した。	船橋中央ふ頭南D岸壁の供用開始。
昭和58. 4.		船橋海浜公園オープン。
昭和59. 1.		船橋中央ふ頭県営外貿2号上屋の供用開始。
昭和59. 7.	千葉中央ふ頭G・H岸壁完成、供用開始。	京葉港湾労働者福祉センター完成。
昭和60. 4.	千葉中央ふ頭県営中央3号上屋完成、供用開始。	
昭和61. 6.15	千葉ポートタワー完成、供用開始。（県民の日）	
昭和63. 4. 1		船橋中央ふ頭県営内貿5号上屋の供用開始。
平成元. 4.		船橋中央ふ頭北J岸壁の供用開始。
平成元. 6.15	港湾視察船若潮（198総t）が就航した。	
平成 2. 4.		船橋中央ふ頭県営内貿4号上屋の供用開始。
平成 4.12.		船橋日の出ふ頭D・E岸壁の供用開始。
平成 6. 3.		測量監督船「わかふさ」（13総トン）が就航した。
平成 6. 6.	千葉中央ふ頭コンテナターミナル供用開始。	
平成12. 8.		船橋港親水公園が完成し、供用開始した。
平成14.10. 1		葛南港湾事務所内にプレジャーボート特別対策課が設置される。
平成15. 1. 1		市川水路及び市川塩浜海域について、「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する

平成16. 4. 1 平成16. 6.28		条例」に係る適正化・重点適正化区域に指定される。 習志野親水護岸一部完成供用開始する。 保安設備等を整備し、国土交通大臣の承認を受け、IMO（国際海事機関）へ登録される。 船橋港親水公園について指定管理者による管理を開始。
平成18. 4. 1		日の出船だまり・日の出水路・栄水路について「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に係る適正化・重点適正化区域に指定される。
平成 20. 4. 1		船橋ボートパークが完成し、指定管理者の管理により供用開始。
平成 20. 8.15		船橋市潮見町、高瀬町、若松三丁目、浜町二丁目及び浜町三丁目の各一部の区域を船橋都市計画臨港地区として決定。
平成 23. 4. 1 平成 24. 3 平成 24. 4. 1	特定重要港湾から国際拠点港湾に名称変更された。	船橋中央ふ頭南E岸壁－12m改良工事完成。 プレジャーボート特別対策課がプレジャーボート特別対策・施設管理課に変更される。
平成 24.10. 1 平成 26. 6. 1 平成 27. 3.24		船橋中央ふ頭南E－12m岸壁の暫定供用開始。 船橋中央ふ頭南E－12m岸壁本供用開始。 市川市塩浜一丁目の一部の区域を市川市都市計画臨港地区と決定。
令和 3. 3.19		船橋市日の出一丁目、日の出二丁目、湊町三丁目、浜町一丁目及び浜町二丁目の各一部の区域を船橋市都市計画臨港地区として決定。
令和 4. 3.25		日の出護岸～船橋排水機場（L=2.3km）における海岸保全施設整備が、国土交通省直轄事業として事業採択される。

(2) 法令による指定年月日

法 令		港 湾 法			港 則 法		関 税 法
		地 方 港 湾	重 要 港 湾	国際拠点港湾 (特定重要港湾)	港 域	特 定 港	開 港 ※
千葉港	(千 葉 港)	S 28. 3.25	S 32. 5.20	H 23. 4. 1 (S 40. 4. 1)	S 23. 7.16	S 29. 3.20	S 29. 7. 1
	(船橋市川港)	S 28. 3.25		S 43. 6. 1 千葉港に編入	S 23. 7.16 S 50. 7.10 千葉港に編入	S 47. 7.10	S 47. 7.10

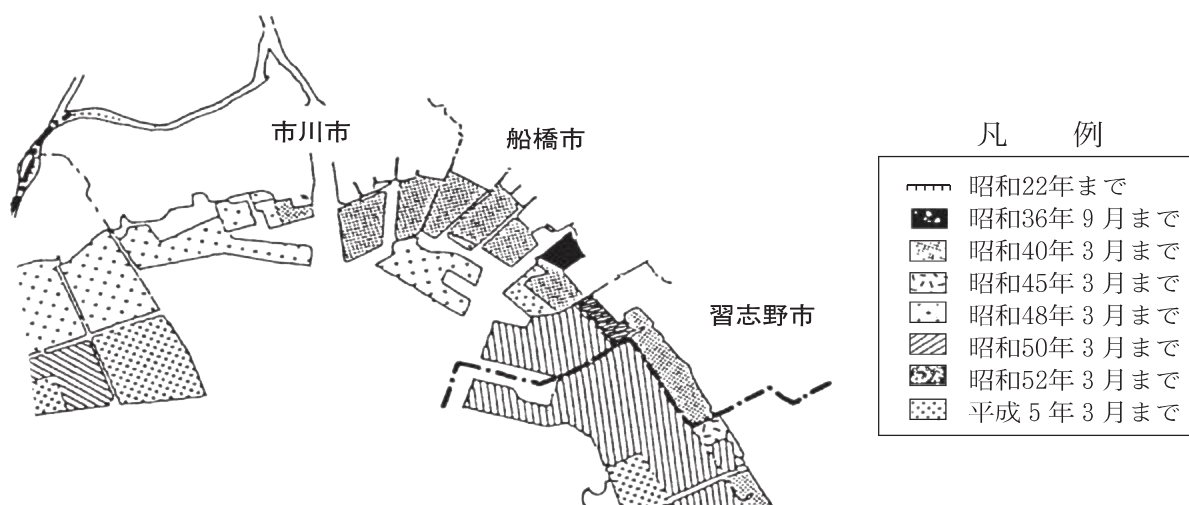
特定重要港湾は平成23年4月に国際拠点港湾に改称

※印の区域は港則法による港域

法 令		検 疫 法	植物防疫法	出入国管理令	港 湾 運 送 法	家畜伝染病 予 防 法	公 有 水 面 埋 立 法	
		検疫港 ※	指定港 ※	指定港 ※	特定港湾※	指定港 ※	甲 号 港 湾	乙 号 港 湾
千葉港	(千 葉 港)	S 37.10. 1	S 42. 9. 1	S 29. 2.27	H 12.11. 1	S 46. 2. 1	S 31. 6. 8	
	(船橋市川港)		S 47. 8. 1			S 44. 9. 1		S 31. 6. 8 H 2.4.2 削除

※印の区域は港則法による港域

(3) 土地造成の沿革



S 42



H 12

